

最高裁秘書第2772号

令和元年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月8日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2488号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成17年2月28日付け総務局第三課長、経理局監査課長事務連絡「供託書正本の取扱いについて」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(証ろー1)

平成17年2月28日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 林 隆 峰

最高裁判所事務総局経理局監査課長 吉 村 哲 郎

供託書正本の取扱いについて（事務連絡）

供託規則の一部改正について、平成17年2月10日付け民事局第一課長、刑事局第二課長、家庭局第一課長事務連絡「供託規則の一部を改正する省令について」においてお知らせしたところですが、この改正により、供託物払渡請求書及び支払委託書に供託書正本（供託規則第42条のみなし供託書正本を含む。以下同じ。）を添付することが不要となります。つきましては、同規則が施行される3月7日以後、事件の関係人から裁判所に提出される供託書正本、法務局から交付される供託書正本及び裁判所に保管されている供託書正本の取扱いは、下記によってください。

なお、平成2年2月13日総三第6号総務局長、経理局長通達「供託書正本の廃棄等について」は、別途、発出される通達により廃止されます。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 事情届書に添付される供託書正本（民事執行規則第138条第2項等）について

(1) 執行裁判所における取扱い

ア 新たに提出される供託書正本の取扱い

(ケ) 民事保管物として受け入れる必要はなく、事件記録とともに保管する(事件記録につづり込む方法で差し支えない。以下同じ。)。

(イ) 次の場合を除き、事件記録の保存期間経過後に廃棄する。

① 没収保全命令を発した裁判所又は検察官に送付する場合(犯罪収益に係る保全手続等に関する規則第15条第2項)

② 徴収職員等に送付する場合(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則第44条)

イ すでに民事保管物として保管されている供託書正本の取扱い

(ア) 係書記官は、アの(イ)の①及び②の場合を除き、適宜の時期に民事保管物の返還の取扱いに準じて保管物主任官から供託書正本の交付を受け、事件記録とともに保管し、事件記録の保存期間経過後に廃棄する。

(イ) 保管物主任官は、供託書正本を係書記官に交付したときは、民事保管物原簿に所要の事項を記載する。係書記官は、民事保管物受払簿(甲)の「備考」欄又は「返還」欄に、事件記録とともに保管した旨及びその年月日を記入する。

(2) 没収保全命令を発した裁判所における取扱い

新たに提出される供託書正本は、民事保管物に準じて受け入れる必要はなく、事件記録とともに保管する。

2 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第19条(船舶油濁損害賠償保障法第38条において準用する場合を含む。)の供託命令に基づく供託届出書に添付される供託書正本について

(1) 新たに提出される供託書正本の取扱い

民事保管物として受け入れる必要はなく、事件記録とともに保管し、事件記録の保存期間経過後に廃棄する。

(2) すでに民事保管物として保管されている供託書正本の取扱い

ア 係書記官は、適宜の時期に民事保管物の返還の取扱いに準じて保管物主任

官から供託書正本の交付を受け、事件記録とともに保管し、事件記録の保存期間経過後に廃棄する。

イ 保管物主任官は、供託書正本を係書記官に交付したときは、民事保管物原簿に所要の事項を記載する。係書記官は、民事保管物受払簿（甲）の「備考」欄又は「返還」欄に、事件記録とともに保管した旨及びその年月日を記入する。

3. 裁判所書記官の供託により法務局から交付される供託書正本について

（1）新たに交付される供託書正本の取扱い

供託の事由を問わず、民事保管物として受け入れる必要はなく、事件記録とともに保管し、事件記録の保存期間経過後に廃棄する。

（2）すでに民事保管物として保管されている供託書正本の取扱い

ア 係書記官は、適宜の時期に民事保管物の返還の取扱いに準じて保管物主任官から供託書正本の交付を受け、事件記録とともに保管し、事件記録の保存期間経過後に廃棄する。

イ 保管物主任官は、供託書正本を係書記官に交付したときは、民事保管物原簿に所要の事項の記載する。係書記官は、民事保管物受払簿（甲）の「備考」欄又は「返還」欄に、事件記録とともに保管した旨及びその年月日を記入する。

4. 民事執行法施行前の取扱いにより裁判所に保管中の裁判士の担保又は保証のための供託に係る供託書正本の取扱い

（1）適宜の時期に廃棄して差し支えない。

（2）廃棄に係る事務

ア 民事及び家事の記録係（民事及び家事の記録係が置かれていない支部等において民事及び家事の記録係の事務を取り扱う者を含む。以下同じ。）は、民事保管物の返還の取扱いに準じて保管物主任官から供託書正本の交付を受ける。

- イ 民事及び家事の記録係は、保管物主任官から交付された供託書正本を事件記録の廃棄の取扱いに準じて廃棄する。
- ウ この取扱いを行った場合は、保管物主任官は民事保管物原簿に所要の事項の記載をし、民事及び家事の記録係は、民事保管物受払簿（甲）の「備考」欄又は「返還」欄に廃棄した旨及びその年月日を記入する。